

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年11月22日 14時00分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市諸磯 ^{もろいそさき} 南西方沖 諸磯埼灯台から真方位215° 750m付近 (概位 北緯35° 09.0′ 東経139° 36.2′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、帰航中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年12月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、0.1トン（長さ約3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波向 南、波高 約1m、水温 約2℃ 三浦市には、本事故当日04時32分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか同乗者3人が乗船し、釣りをしていたところ、風が強くなってきたので、帰航中、さらに風と波が強くなり、高まった波を船尾部に受けて水船状態となったのち転覆した。</p> <p>本船の全乗船者は、付近海域を航行していたプレジャーボートに救助されて三浦市所在のマリーナに搬送され、また、本船は、事故現場付近の海岸に漂着し、その後陸揚げされた。</p> <p>操縦者は、本事故当日、三浦市に強風注意報が発表されていることを知らず、出航前、天気が良く、風と波がほとんどなかったので出航した。</p> <p>本船は4人乗りのFRP製ミニボートで、乾舷が約30cmであった。</p> <p>本船の全乗船者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、強風注意報が発表され、乾舷の3倍を超える波高がある状況下、操縦者が、同注意報が発表されていることを知らずに出航したことから、風が強くなる中、釣りを終えて帰航中、高まった風波を船尾部に受けて転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、強風注意報が発表され乾舷の3倍を超える波高がある状況下、操縦者が、同注意報が発表されていることを知らずに出航したため、風が強くなる中を帰航中、高まった風波を船尾部に受けて転覆

	したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ミニボートの操縦者は、出航前、航行予定海域の気象情報を十分に確認し、注意報又は警報が発表されている場合、出航を控えること。